

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
4月28日（火）	危機管理政策課	088-621-2713	勝間・土井

第11回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催結果について

以下のとおり、第11回徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：令和2年4月28日（火）9：00～9：20
- 2 場 所：県庁3階 特別会議室
- 3 出席者：知事，副知事，政策監，政策監補，県警察本部長，各部局長など計19名
- 4 協議概要：GWに備えた対応について

■ 危機管理環境部から報告

○ 「県外客に対する対応」について

- ・ 4月21日、22日実施の流入調査の結果を踏まえ、大型連休中の「都道府県をまたぐ」移動の自粛要請が効果を発揮するよう、4月24日に、県内各施設へ、県外客の来場を控えていただくよう依頼した。
- ・ 既に県外客が来ると予想される多くの施設において、入口等に張り紙を掲示するなどの取組みを実施済み。
- ・ パチンコ店について、状況調査を実施したところ、全店舗で「県外客お断り」の取組みを実施済み。
- ・ なお、各店舗の取組み実施状況は「張り紙を掲示」が100%、「警備員等による駐車場入り口でのお断り」が69%、「駐車場の定期点検」が68%となっている。
- ・ 県外ナンバー車の方で県内在住であることが確認された場合、車内掲示用の確認証を発行している事例もある。
- ・ パチンコ店以外でも、駐車場入口で県外ナンバー車の確認を実施している例もあり、県外ナンバー車の来店自粛に一定の効果が出ている。
- ・ その他の業種も含めて、さらに幅広く拡大するため、啓発チラシを本日、ホームページに掲載するなど、県内事業者の方々への周知に努める。
- ・ その際には、すでに実施いただいている事例を示しながら、協力をお願いする。
- ・ 大阪や兵庫では、特措法45条に基づく店舗名が公表されているが、大阪では公表された6店舗のうち、3店舗が要請に応じていない。
- ・ 新聞報道によると他にも、要請に応じていない店舗があるとのことで、昨日もさらに3店舗の公表があった。
- ・ 東京や神奈川でも検討が進められているが、一方で公表された店舗へ客が集中するという例もあることから、県ごとに対応が分かれている状況。

○ 「空港における検温の実施」について

- ・ 大型連休中の4月29日から5月6日までの間、徳島阿波おどり空港において県外客への注意喚起のために、検温を実施する。
- ・ サーモグラフィーにより検温を実施し、体温が37.5度以上の方に、外出の自粛を促すとともに、氏名、連絡先等の情報提供を依頼する。
- ・ その他、来県者全員に、注意喚起のためのチラシを配布する。

○ 「県外車両の流入調査の再実施」について

- ・ ゴールデンウィーク中の県への入り込み状況を確認するため、前回と同様の形で、「県外車両の流入調査」を実施する。

■ 知事から次のとおり指示

- いよいよ大型連休となり、既に長期休暇を取得をしている方もいることと思います。人の移動をどこまで押さえられるか、まさに分水嶺となる。

そこで、私から3点指示する。

- DV 被害者支援及び児童虐待の防止強化について
 - ・ 学校の長期休業、外出の自粛が続く中で、生活不安やストレスによる DV や児童虐待の増加が懸念されている。
 - ・ これまで以上に、相談窓口の周知、広報を徹底していく必要がある。
 - ・ 国のナビダイヤルが、4月29日より、終日運用が開始されることに併せて、本県の DV 相談対応の24時間化を図る。
 - ・ DV 相談、児童虐待相談は相関関係も認められるため、これらの告知を一体化させ、本県独自の広報資料の作成をし、各種媒体を活用した広報の強化を行う。
 - ・ 教育委員会や県警察といった関係部局には、県民の生命を守ることを最優先とし、家庭内暴力の根絶、被害者の支援に連携して取り組むこと。
 - ・ 相談しやすい環境整備の一環として、SNS での相談も視野に、相談体制の充実を図ること。

- オンライン教育の推進について
 - ・ 本県では、緊急事態宣言の対象地域となる前の、4月11日から県立学校において休業を実施しており、この間の登校日において、休業中の学習指導や個別面談を行うほか、17日からは家庭学習応援動画を公開してきた。
 - ・ 動画再生回数が多かったのは、小学1年生、中学1年生、高校1年生であり、入学直後の休校に対する不安を取り除くなど、学びの補償となった。
 - ・ 動画本数を当初の40本から、さらに増強させていただき、現在は45本体制で配信を行っている。
 - ・ 4月の補正予算では、緊急時における遠隔事業や在宅学習支援、教職員のテレワークを可能とする環境整備のため、県立学校においてモデル校3校を指定し、直ちに実証実験を開始することとしたい。
 - ・ 市町村立の学校とも、一体的な取組みを進めるため、県全体における GIGA スクールに取り組む構想の加速が図られるように、市町村が行う、オンライン教育のモデル事業について支援を行う、新たな補助制度の創設を検討すること。

- 大型連休中のまん延防止対策について
 - ・ 改めて県民の皆様方へのお願いとして、大型連休中には県をまたいだ移動を自粛するとともに、ご親戚やご友人を徳島に招かない取組みを徹底していただきたい。
 - ・ 事業者の皆様方におかれましては、県外客の入場を控えていただくことを、引き続き依頼をしたい。
 - ・ 未だ取組みを実施していない事業者におかれましては、危機管理環境部より報告があった取組例を参考に、早急に取組みを行っていただきたい。
 - ・ 全国的に注目されているパチンコ店のあり方について、特定警戒都道府県となっている大阪府、兵庫県においては、特措法に基づき休業要請に応じない店舗名の公表を行ったところであるが、実際には営業している店舗があると聞いている。
 - ・ そうした店舗に人が集まり、かえって3密の状況が発生してしまった、という指摘もあるところ。
 - ・ 県内においては、県外客お断りの取組みに、すべてのパチンコ店において協力をいただいているところであり、こうした中で休業要請を出すと、多くの店舗で休業に応じていただける一方で、パチンコ店に行けなくなった一定数の県民が、県をまたいで大阪府や兵庫県の営業しているパチンコ店に行き、新型コロナウイルスに感染して帰ってきてしまうおそれがある。
 - ・ 重要なのは、徳島から出て行かない、県外から徳島に来ない、ということであり、こうした体制を、事業者の皆様方、県民の皆様方にもご理解、ご協力をいただきたい。
 - ・ パチンコ店においては、県外客の入店お断りはもちろんのこと、入店時の住所の確認など、更なる取組みの強化を進めていただきたい。
 - ・ 遊興施設の代表であるカラオケ店においても、同様の対応をお願いしたい。
 - ・ ホテル、旅館などの宿泊業においても、県民のみの利用をお願いしているところではあるが、より一層の取組みの強化をお願いしたい。
 - ・ 県においては、大型連休中の実態把握及び県外客の来店抑止のために、県外車両の流入調査を4月29日と5月3日に実施すること。
 - ・ 県外の皆様方に対する差別的な言動は、決して許されるものではなく、こうしたことがないように、県民の皆様方には冷静な対応を改めてお願いする。